
Aichi Building Housing Center

一般財団法人

愛知県建築住宅センター

申請手数料一覧

2025/04/01 改定版



【目次】

1. 建築確認等手数料	3
(1) 確認申請の基本手数料.....	3
(2) 確認申請の加算手数料・減算手数料.....	4
(3) 中間・完了検査手数料の基本手数料.....	5
(4) 中間・完了検査の加算手数料・減算手数料.....	6
(5) 仮使用認定の基本手数料.....	7
(6) 仮使用認定の加算手数料・減算手数料.....	7
別表 地域別追加手数料(1).....	8
2. フラット35適合証明申請手数料	9
(1) 新築一戸建て住宅等の申請手数料【一戸建て住宅、長屋、共同建て】.....	9
(2) 賃貸住宅融資の申請手数料.....	10
(3) 中古住宅・リフォーム・賃貸住宅リフォームの申請手数料.....	11
別表 地域別追加手数料(2).....	12
3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金	13
別表 用途区分表.....	15
4. 構造計算適合性判定申請手数料・耐震評定業務手数料	17
(1) 構造計算適合性判定申請手数料.....	17
(2) 耐震評定業務等手数料.....	17
5. 住宅性能評価申請等審査料金	19
(1) 設計住宅性能評価(一戸建住宅).....	19
(2) 設計住宅性能評価(一戸建住宅) 加算料金・減算料金.....	19
(3) 建設住宅性能評価(一戸建住宅).....	20
(4) 建設住宅性能評価(一戸建住宅) 加算料金・減算料金.....	20
(5) 設計住宅性能評価・建設住宅性能評価(一戸建住宅) 変更等.....	20
(6) 設計住宅性能評価(共同住宅等).....	21
(7) 設計住宅性能評価(共同住宅等) 加算料金・減算料金.....	21
(8) 建設住宅性能評価(共同住宅等).....	22
(9) 建設住宅性能評価(共同住宅等) 加算料金・減算料金.....	22
(10) 設計住宅性能評価・建設住宅性能評価(共同住宅等) 変更等.....	23
(11) 建設住宅性能評価(既存).....	23
(12) 設計住宅性能評価・建設住宅性能評価 その他.....	23
(13) 長期使用構造等確認(一戸建住宅).....	24
(14) 長期使用構造等確認(一戸建住宅) 加算料金・減算料金.....	24
(15) 長期使用構造等確認(一戸建住宅) 変更等.....	24
(16) 長期使用構造等確認(共同住宅等).....	25
(17) 長期使用構造等確認(共同住宅等) 加算料金・減算料金.....	25
(18) 長期使用構造等確認(共同住宅等) 変更等.....	26
(19) 長期使用構造等確認(増改築).....	26
(20) 長期使用構造等確認(増改築) 加算料金・減算料金.....	26
(21) 長期使用構造等確認(増改築) 変更等.....	27

(22) 長期使用構造等確認(既存).....	27
(23) 長期使用構造等確認 その他.....	27
別表 地域別追加手数料(2).....	28
6. 低炭素建築物技術的審査業務料金.....	29
(1) 住宅の料金.....	29
(2) 住宅の加算料金・減算料金.....	29
(3) 非住宅建築物の料金.....	29
(4) 非住宅建築物の加算料金・減算料金.....	30
(5) 審査対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物.....	30
(6) 変更等.....	31
(7) その他.....	31
7. BELS評価料金.....	32
(1) 住宅の料金.....	32
(2) 住宅の加算料金・減算料金.....	32
(3) 非住宅建築物の料金.....	33
(4) 非住宅建築物の加算料金・減算料金.....	34
(5) 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物.....	34
(6) 変更等.....	34
(7) その他.....	34
8. 住宅性能証明業務審査料金.....	35
(1) 住宅の料金.....	35
(2) 住宅の加算料金・減算料金.....	35
(3) 変更等.....	35
(4) その他.....	36
別表 地域別追加手数料(2).....	36
9. 愛知県防犯優良マンション認定申請料金.....	37
(1) 新築マンションの認定申請料金.....	37
(2) 既存マンションの認定申請料金.....	37
(3) 更新の認定申請料金.....	37
10. 性能向上計画認定(第30条)に係る技術的審査料金.....	38
(1) 住宅の料金.....	38
(2) 住宅の加算料金・減算料金.....	38
(3) 非住宅建築物の料金.....	39
(4) 非住宅建築物の加算料金・減算料金.....	40
(5) 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物.....	40
(6) 変更等.....	40
(7) その他.....	40
11. 定期報告支援サービス料.....	41
(1) 定期調査報告支援サービス料.....	41
(2) 防火設備定期検査報告支援サービス料.....	41
(3) 建築設備定期検査報告支援サービス料.....	41
12. 副本印刷サービス料.....	42

1. 建築確認等手数料

(1) 確認申請の基本手数料

(非課税)単位:円

建築物/申請床面積	法第6条の4による 確認の特例有りの建築物		法第6条の4による 確認の特例無しの建築物	
	型式 ^(※1)	型式以外	一戸建ての住宅・ 長屋・倉庫・配送 センター・車庫・ 工場 ^(※2)	左記以外
100㎡以下	26,000	31,000	55,000	80,000
100㎡を超え 200㎡以下	35,000	44,000	75,000	130,000
200㎡を超え 300㎡以下	45,000	54,000	106,000	160,000
300㎡を超え 500㎡以下	52,000	----	138,000	180,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	60,000	----	230,000	277,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	別途見積り	----	280,000	400,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	別途見積り	----	360,000	446,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	別途見積り	----	430,000	559,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	別途見積り	----	500,000	650,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	別途見積り	----	700,000	910,000
10,000㎡を超えるもの	別途見積り	----	別途見積り	別途見積り

建築設備 及び工作物	昇降機		30,000/基
	その他建築設備		46,000/基
	工作物	高さ 3m を超える擁壁 ^(※3)	46,000/基
		高さ 3m 以下の擁壁 ^(※3) ・ 広告塔 ^(※4)	36,000/基
擁壁・広告塔以外の工作物		別途見積り	

※1. 建築基準法第68条の11に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物。

※2. 一戸建ての住宅・長屋は住宅部分の床面積が全体の 1/2 以上ある場合に限り、倉庫・配送センター・車庫・工場の場合は、自走式の斜路がある場合を除き、かつ確認申請書の第四面2欄の用途が上記用途の場合のみに限り。

※3. エキスパンションジョイント等で接する擁壁の場合は分離した数で手数料を算定します。

※4. 令第 138 条第 1 項第三号に掲げる工作物。

◆ 同一棟増築又は同一棟用途変更、大規模の修繕及び大規模の模様替の場合の確認申請手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分(既設部分)の床面積の2分の1を加えた面積で手数料を算定します。ただし、用途変更における申請部分以外の部分において確認審査を要しない場合は、申請部分の床面積のみで確認申請手数料を算定します。なお、原則既設部分の検査済証等がある場合に限り引き受けます。

◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の確認申請手数料は、それぞれの建築物の申請床面積に係る確認の申請手数料の合計となります。ただし、30㎡以下の特例有りの付属建築物については、主たる建築物にその面積を加えた面積で手数料を算定します。

◆ 計画変更確認申請手数料については平成11年4月28日付建設省住指発第202号第4-1に示された方法で申請床面積を算定します。申請手数料は、その床面積に該当する(1)の基本手数料を変更ごとに加算して算定します。なお、令和

7年4月1日施行の法改正による施行前の確認で施行後の着工となる建築物の計画変更確認申請手数料は、施行日以降に確認申請を引き受けるとした場合の手数料となります。

◆ 建築設備及び工作物の計画変更確認申請手数料は、上記(1)の基本手数料となります。

(2) 確認申請の加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合は、それぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の基本手数料に加算又は減算します。(加減算額の1,000円未満は切り捨てとします。)

- ① 天空率を用いた場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の30%を加算します。
- ② 日影審査がある場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の30%を加算します。
- ③ 特定天井に該当する場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の20%を加算します。
- ④ 建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による許容応力度等計算(「ルート2審査」)の場合は、105,000円を加算します。
- ⑤ 構造計算適合性判定が必要な建築物の場合は、審査整合性手数料として26,000円を加算します。
- ⑥ 避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法による場合は、それぞれ当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の40%を加算します。
- ⑦ 申請建築物の構造計算に限界耐力計算法を用いる場合の手数料は、別途見積りした額を加算します。また、申請建築物の構造部材(2次部材等を除く)の断面検討を別途(HPに記載)の構造計算プログラムを使用しない場合、及び手計算による場合についても別途見積りした額を加算します。
- ⑧ バリアフリー法の適用を受ける場合は、当該建築物の申請床面積に係る確認の基本手数料の20%を加算します。
- ⑨ 法6条の4による確認の特例無しの建築物で、一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該建築物の床面積の合計に係る確認の基本手数料の30%を加算します。ただし、当該建築物が④又は⑤による加算対象となる場合は、④又は⑤の加算はしないものとします。
- ⑩ 法6条の4による確認の特例無しの建築物で、混構造の建築物の場合は、当該建築物の床面積の合計に係る確認の基本手数料の30%を加算します。ただし、当該建築物が④又は⑤又は⑨による加算対象となる場合は、④又は⑤又は⑨の加算はしないものとします。
- ⑪ 省エネ基準適合を仕様基準で確認する場合は、一律30,000円を加算します。なお、長屋・共同住宅等において、住戸毎に外皮・設備機器の仕様が異なる場合は、別途見積りとします。
- ⑫ 確認済証を書面にて交付する場合、一律1,000円を加算します。

(3) 中間・完了検査手数料の基本手数料

(非課税)単位:円

建築物/検査対象床面積	中間検査		完了検査	
	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物	法第7条の5による検査の特例有りの建築物	左記以外の建築物
100㎡以下	32,000	54,000	32,000	48,000
100㎡を超え 200㎡以下	42,000	60,000	42,000	54,000
200㎡を超え 300㎡以下	59,000	88,000	59,000	79,000
300㎡を超え 500㎡以下	64,000	117,000	64,000	105,000
500㎡を超え 1,000㎡以下	70,000	129,000	70,000	118,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以下	別途見積り	180,000	別途見積り	130,000
2,000㎡を超え 3,000㎡以下	----	253,000	別途見積り	240,000
3,000㎡を超え 4,000㎡以下	----	330,000	別途見積り	270,000
4,000㎡を超え 5,000㎡以下	----	416,000	別途見積り	350,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以下	----	533,000	別途見積り	400,000
10,000㎡を超えるもの	----	別途見積り	別途見積り	別途見積り

建築設備及び工作物		完了検査
昇降機 その他建築設備	他の確認検査申請と同時検査の場合	25,000/基
	単独の場合	32,000/基
工作物	他の確認検査申請と同時検査の場合	25,000/基
	単独の場合	32,000/基

- ◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物を申請する場合の中間・完了検査申請手数料は、それぞれの建築物の検査対象床面積に係る中間・完了検査申請手数料の合計となります。ただし、30㎡以下の特例有りの付属建築物については、主たる建築物にその検査対象床面積を加えた面積で手数料を算定します。
- ◆ 検査済証のない建築物で、「既存建築物の現況調査ガイドライン」を活用して確認申請をした場合の同一棟増築又は同一棟用途変更、大規模の修繕及び大規模の模様替の場合の完了検査手数料は、申請部分の床面積に同一棟の申請以外の部分の床面積の2分の1を加えた面積で手数料を算定します。
- ◆ 当センターで仮使用認定を受けた建築物の完了検査手数料は、仮使用認定部分の床面積の80%を検査対象床面積から減じた面積に係る完了検査申請手数料となります。
- ◆ 当センターで仮使用認定を受けた工作物、昇降機の完了検査手数料は、14,000円とします。
- ◆ 法第7条の5による検査の特例有りの建築物で、告示等により壁量計算等の添付がある場合(静岡県又は三重県)の中間検査手数料は、法第7条の5による検査の特例無しの場合の手数を適用します。
- ◆ 中間検査を、工区を分けて受ける場合は、その工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要となります。ただし、特定行政庁が指定する内容によって取扱いが異なります。

(4) 中間・完了検査の加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合は、それぞれに定める額又は割合を乗じた額を(3)の基本手数料に加算又は減算します。(加減算額の1,000円未満は切り捨てとします。)

- ① 法第7条の5による検査の特例有りの建築物以外の建築物で、住宅瑕疵担保責任保険の検査を同時に実施する場合の中間検査手数料は、当該建築物の検査対象床面積の合計に係る申請手数料から5,000円を減額します。ただし、検査対象床面積が500㎡以下の建築物に限ります。
- ② 「別表 地域別追加手数料(1)」に示す市町村の場合は、それぞれに定められた追加手数料を加算します。
- ③ 同一検査に対して再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、(3)の検査手数料の2分の1の手数料が追加となります。なお、「別表 地域別追加手数料(1)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。
- ④ 省エネ基準検査対象建築物の場合は、(3)の各区分の完了検査手数料にそれぞれの面積区分に応じて下記の手数料を加算します。ただし、当センターで建設住宅性能評価の検査又はフラット35の竣工現場検査を実施する場合は、加算しません。

(非課税)単位:円

申請床面積	加算する手数料
100㎡以下	8,000
100㎡を超え200㎡以下	10,000
200㎡を超え300㎡以下	11,000
300㎡を超え500㎡以下	13,000
500㎡を超え1,000㎡以下	20,000
1,000㎡を超え2,000㎡以下	24,000
2,000㎡を超え3,000㎡以下	69,000
3,000㎡を超え4,000㎡以下	85,000
4,000㎡を超え5,000㎡以下	103,000
5,000㎡を超え10,000㎡以下	120,000
10,000㎡を超えるもの	別途見積り

- ⑤ 住宅系建築物において、省エネ適合性判定通知書(設計住宅性能評価書等により省エネ適判を省略した場合を含む)を受けた建築物の省エネ基準を仕様基準に変更する場合又は令和7年4月1日施行の法改正による施行前の確認で施行後の着工となる建築物に適用される省エネ基準を仕様基準にて適合させる場合は、完了検査申請時に省エネ審査手数料として30,000円を加算します。ただし、法改正後の計画変更確認で省エネ基準(仕様基準)を確認している場合を除きます。
- ⑥ 省エネ適合性判定が必要な建築物の場合で、省エネ適合性判定機関が他機関の場合は、判定に要した図書及び書類の審査整合性手数料として完了検査申請時に26,000円を加算します。
- ⑦ 他機関で交付された設計住宅性能評価書又は長期使用構造等の確認書の提出により省エネ適判を要しなかった場合における評価又は確認に要した図書及び書類の審査整合性手数料として26,000円を加算します。
- ⑧ 令和7年4月1日施行の法改正による施行前の確認で施行後の着工となる建築物で、法改正に伴う構造関係規定等の審査や確認時に審査特例となっていた部分についての審査を新たに行う必要がある場合で、確認済証交付時から計画変更確認がない場合に限り、中間(中間検査がない場合は完了)検査申請時に、改正後の確認申請手数料を加算します。その場合は新たに図書(構造関係規定等)の追加提出が必要となり、その審査も行います。
- ⑨ 他機関で建築確認を受けた場合の中間・完了検査手数料は、当該建築確認における申請床面積に係る確認申請手数料を加算します。ただし、中間検査において加算をした場合は完了検査時に加算はしません。
- ⑩ 中間検査合格証、検査済証を書面にて交付する場合、一律1,000円を加算します。

(5) 仮使用認定の基本手数料

(非課税)単位:円

仮使用部分の床面積	型式	型式以外
100 ㎡以下	36,400	59,800
100 ㎡を超え 200 ㎡以下	46,800	72,800
200 ㎡を超え 300 ㎡以下	66,000	98,000
300 ㎡を超え 500 ㎡以下	72,800	109,200
500 ㎡を超え 1,000 ㎡以下	117,000	161,200
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	----	249,600
2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以下	----	469,300
3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以下	----	557,700
4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	----	674,700
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	----	881,400
10,000 ㎡を超えるもの	別途見積り	

建築設備 及び工作物	昇降機	35,000/基
	工作物	35,000/基

◆ 上記手数料は現場検査を含んだ手数料です。

◆ 同一敷地内に2棟以上の建築物の仮使用認定を申請する場合の仮使用認定手数料は、それぞれの建築物の仮使用認定部分の床面積に係る仮使用認定手数料の合計となります。

(6) 仮使用認定の加算手数料・減算手数料

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(5)の基本手数料に加算又は減算します。

- ① 「別表 地域別追加手数料(1)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。
- ② 同一検査に対して再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、(5)の仮使用認定手数料の2分の1の手数料が追加となります。なお、「別表 地域別追加手数料(1)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。
- ③ (4)⑤及び(4)⑧に該当する場合、仮使用認定にあたり該当審査を要しますので追加図書が必要ですが、その加算手数料については完了検査申請時に加算します。
- ④ 仮使用認定通知書を書面にて交付する場合、一律 1,000 円を加算します。

別表 地域別追加手数料(1)

(非課税)単位:円

地域 区分	追加手数料 (※1)	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県
A 地域	16,000	大垣市(都市計画区域外)、 瑞浪市、御嵩町、八百津町、 川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市(都市計 画区域外)、菰野町(都市計 画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋 井市
B 地域	31,000	恵那市、中津川市、東白川 村、白川町、七宗町、郡上 市、揖斐川町、本巣市(都市 計画区域外)、関市(都市計 画区域外)、山県市(都市計 画区域外)	津市、松阪市、亀山市、伊賀 市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島 田市、川根本町、吉田町、牧 之原市、御前崎市、菊川市、 掛川市、森町
C 地域	62,000	下呂市、飛騨市、高山市、白 川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志 摩市、多気町、明和町、玉城 町、度会町、南伊勢町、大台 町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、 裾野市、三島市、長泉町、清 水町
D 地域	78,000		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の 国市、伊豆市、伊東市、下田 市、小山町、函南町、西伊豆 町、東伊豆町、河津町、松崎 町、南伊豆町

理事長が必要と認めた場合は、上表によらないことができます。

※1. 非課税の手数料に加算する場合は追加手数料も非課税となります。(中間検査手数料、完了検査手数料及び仮使用認定手数料に加算される追加手数料は非課税となります。)

- ◆ 愛知県内及び表に記載のない地域は追加手数料を加算しません。
- ◆ 建築基準法上の中間・完了検査と、他制度の現場検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額を加算し、他制度の手数料には加算しません。
- ◆ 建築物と同時検査の工作物又は昇降機には追加手数料は加算しません。また、同一敷地内で同時に複数の工作物又は昇降機の検査をする場合は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査に変更になった場合は除きます。
- ◆ 同一団地内などで同一日時に複数の建築物の現場検査を行う場合の追加手数料は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査日時に変更になった場合は除きます。
- ◆ 申請者の都合により加算すべき地域別追加手数料(1)に過不足が生じた場合は精算を行います。

2. フラット35適合証明申請手数料

(1) 新築一戸建て住宅等の申請手数料【一戸建て住宅、長屋、共同建て】

I. フラット35通常手数料

(税込)単位:円

一戸建て住宅等【一戸建て住宅、長屋(重ね建て・連続建て)】			通常手数料	
同時申請 の場合 (※1)	通常 手続き	設計検査	15,400	
		中間現場検査	下記以外の場合	19,800
			設計検査を省略かつ省令準耐火構造の場合(※3)	24,200
	竣工現場検査	下記以外の場合	19,800	
		設計検査を省略かつ省令準耐火構造の場合(※3)	24,200	
	竣工現場検査を省略(※4)			8,800
竣工済 特例	設計検査		24,200	
	竣工現場検査		35,200	
単独申請 の場合 (※2)	通常 手続き	設計検査	24,200	
		中間現場検査	下記以外の場合	30,800
			設計検査を省略する場合(※5)	39,600
		竣工現場検査	下記以外の場合	30,800
	設計検査を省略する場合(※5)		39,600	
	竣工済 特例	設計検査		35,200
竣工現場検査		61,600		

共同建て住宅		通常手数料	
		10戸以下	11戸以上
同時申請の場合(※1)	設計検査(※6)	134,200	13,420×戸数
	竣工現場検査	72,600	7,260×戸数
	竣工現場検査を省略(※4)	8,800	
単独申請の場合(※2)	設計検査(※6)	206,800	20,680×戸数
	竣工現場検査	283,140	28,600×戸数

II. フラット35Sの加算手数料(下記の審査を伴う場合に、Iの設計検査に加算する手数料)

(税込)単位:円

	耐震性(※7)	省エネルギー性(※8)	耐久性・可変性(※9)	バリアフリー性
設計検査	17,600	41,800	3,520	17,600

※1. 同時申請とは、建築確認又は住宅性能評価のいずれかが当センターに申請されている場合をいいます。

※2. 単独申請とは、建築確認及び住宅性能評価のいずれも当センターに申請されていない場合をいいます。(建築確認が不要な場合も含まれます。)

※3. 設計(建設)性能評価書を活用する場合又は長期優良住宅により設計検査を省略する場合で、かつ、構造が省令準耐火構造の場合をいいます。(それらの審査を当センターが実施している場合に限ります。)ただし、この手数料を中間現場検査時に納入した場合における竣工現場検査に係る申請手数料は通常の手数料(19,800円)となります。

※4. 当センターで建設性能評価書を取得済みの場合で、現場検査を省略し、所定の条件に係る書類上の審査のみ実施する場合をいいます。

- ※5.当センターで長期使用構造等の確認書を取得して設計検査を省略する場合があります。ただし、この手数料を中間現場検査時に納入した場合における竣工現場検査に係る申請手数料は通常の手数料(30,800円)となります。
- ※6.断熱構造等の基準に係る審査を要しない場合、又は当センターが交付した証明書等により省エネルギー性、ZEH基準を確認できる場合は通常手数料から63,800円を減算します。
- ※7.フラット35S(優良な住宅基準)、フラット35S(特に優良な住宅基準)の耐震性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。ただし、当センターへの建築確認においてそれらの基準に係る検査を重複して実施する場合又は設計(建設)性能評価書によって所定の基準を満たしていることが確認できる場合は加算しません。
- ※8.フラット35S(省エネルギー性、ZEH)の基準に係る審査を設計検査で行う場合の加算手数料となります。なお、当センターにて交付した省エネ適合性判定通知書等により当該基準を確認できる場合は加算しません。また、共同建て住宅においては省エネルギー性の加算はありません。
- ※9.フラット35S(優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る設計検査を申請する場合の加算手数料となります。フラット35S(特に優良な住宅基準)の耐久性・可変性に関する基準に係る申請の場合は、所管行政庁が交付する長期優良住宅であることを証する書類の写しによって所定の基準を満たしていることを確認するため加算はしません。

- ◆ I及びIIは、申請1件あたりの金額です。ただし、一戸建て住宅等(一戸建て住宅、長屋)の申請で複数戸の住宅をまとめて申請する場合は戸数分を乗じた金額となります。
- ◆ フラット35Sの基準を複数申請する場合は、IIのそれぞれの加算手数料をIのフラット35通常手数料に加算した合計手数料が申請手数料となります。
- ◆ 建設場所が「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、I又はI+IIの現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、建築基準法の完了検査等の他制度の検査と同一となる場合は他制度の検査手数料に地域別追加手数料を加算します。
- ◆ 再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、Iの現場検査申請手数料の2分の1の手数料を追加します。なお、「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

(2) 賃貸住宅融資の申請手数料

I. フラット35通常手数料

(税込)単位:円

賃貸住宅融資 ^(※1)		通常手数料	
		設計検査 ^(※4)	現場検査(竣工)
同時申請の場合 (※2)	10戸以下	134,200	72,600
	11戸以上50戸以下	13,420×戸数	181,500
	51戸以上100戸以下	13,420×戸数	290,400
	竣工現場検査を省略 ^(※5)	----	8,800
単独申請の場合 (※3)	10戸以下	206,800	94,600
	11戸以上20戸以下	2,640×戸数+ 184,800	236,500
	21戸以上100戸以下	2,640×戸数+ 446,600	377,300

II. フラット35Sの加算手数料(フラット35Sの基準による申請の場合に、I の設計検査に加算する手数料)

(税込)単位:円

		省エネルギー性	遮音性	安全性・防犯性
同時申請の場合(※2)		通常手数料に含む	5,500	11,000
単独申請の場合 (※3)	20戸以下	通常手数料に含む	5,500	11,000
	21戸以上	通常手数料に含む	11,000	22,000

- ※1. 賃貸住宅融資とは、省エネ賃貸住宅融資、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資、まちづくり融資のことをいいます。
 ※2. 同時申請とは、建築確認又は住宅性能評価のいずれかが当センターに申請されている場合をいいます。
 ※3. 単独申請とは、建築確認及び住宅性能評価のいずれも当センターに申請されていない場合をいいます(建築確認が不要な場合も含まれます。)
 ※4. 断熱構造等の基準に係る審査を要しない場合又は当センターが交付した証明書等により断熱構造等の基準及び ZEH 基準を確認できる場合は通常手数料から 63,800 円を減算します。
 ※5. 当センターで建設性能評価書を取得済みの場合で、現場検査を省略し、所定の条件に係る書類上の審査のみ実施する場合をいいます。

- ◆ I 及び II は、申請 1 件あたりの金額です。
- ◆ I のフラット35通常手数料について、101戸以上の場合は別途見積りとなります。
- ◆ II のフラット35Sの加算は設計検査のみの加算手数料となります。
- ◆ フラット35Sの基準を複数申請する場合は、II のそれぞれの加算手数料を I のフラット35通常手数料に加算した合計手数料が申請手数料となります。
- ◆ 建設場所が「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、I 又は I + II の現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、建築基準法の完了検査等の他制度の検査と同一となる場合は他制度の検査手数料に地域別追加手数料を加算します。
- ◆ 再検査が必要となる場合又は事前連絡無しで検査をキャンセルされた場合は、I の現場検査申請手数料の2分の1の手数を追加します。なお、「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

(3) 中古住宅・リフォーム・賃貸住宅リフォームの申請手数料

(税込)単位:円

種別		手数料	
中古住宅	リノベ(中古住宅+リフォーム) ^(※1)	189,200	
	上記以外	171,600	
リフォーム ^(※2)		171,600	
賃貸住宅リフォーム	戸建て	171,600	
	重ね建て又は連続建て	10戸以下	257,400
		11戸以上	257,400+8,800×(戸数-10)

- ※1. リノベ(中古住宅+リフォーム)の場合は、物件売買地の現地検査等の事前確認が必要になります。
 ※2. グリーンリフォームローン、耐震改修工事を行う方向けのリフォーム融資、高齢者向け返済特例(部分的バリアフリー工事・ヒートショック対策工事・耐震改修工事)を利用する方向けのリフォーム融資、住みかえ支援(耐震改修)を行う方向けのリフォーム融資、財形住宅融資のリフォーム融資に係る検査手数料です。

- ◆ 上記は申請1件あたりの金額です。
- ◆ 所在地が別表「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合は、上記の現場検査手数料にそれぞれに定められた追加手数料を加算します。ただし、リノベの場合は現地検査等の回数分の追加手数料を加算します。
- ◆ 再検査が必要となる場合は、現場検査手数料の2分の1の手数が追加となります。なお、「別表 地域別追加手数料(2)」に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加手数料を加算します。

別表 地域別追加手数料(2)

(税込)単位:円

地域 区分	追加手数料	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県
A 地域	17,600	大垣市(都市計画区域外)、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市(都市計画区域外)、菰野町(都市計画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B 地域	34,100	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市(都市計画区域外)、関市(都市計画区域外)、山県市(都市計画区域外)	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C 地域	68,200	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D 地域	85,800		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

理事長が必要と認めた場合は、上表によらないことができます。

- ◆ 愛知県内及び表に記載のない地域は追加手数料を加算しません。
- ◆ 建築基準法上の中間・完了検査と、フラット35の現場検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額(税抜額)を加算し、適合証明の手数料には加算しません。
- ◆ 建築基準法以外の制度と適合証明(フラット35)の現場検査を同時に行う場合の追加手数料は、重複して加算しません。
- ◆ 同一団地内などで同一日時に複数の建築物の現場検査を行う場合の追加手数料は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査日時に変更になった場合は除きます。
- ◆ 申請者の都合により加算すべき地域別追加手数料(2)に過不足が生じた場合は精算を行います。

3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金

当センターに建築確認申請も行う場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定料金は下表のとおりです。

(1)住宅系建築物の料金

(税込)単位:円

種別	料金
一戸建ての住宅(専用住宅に限る)	41,800
長屋・共同住宅・寄宿舍等	延べ面積に応じ、(2). I の用途区分 C の料金による。

(2)非住宅建築物の料金

	延べ面積	用途区分(詳細は別表)		
		A. ホテル、病院、集会所等	B. 工場等	C. 左記以外の建築物
I. モデル 建物法	100 m ² 以下	70,400	35,200	63,800
	100 m ² を超え 200 m ² 以下	88,000	44,000	81,400
	200 m ² を超え 300 m ² 以下	143,000	55,000	101,200
	300 m ² を超え 500 m ² 以下	165,000	66,000	114,400
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	187,000	72,600	129,800
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	257,400	77,000	171,600
	2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	343,200	132,000	301,400
	3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	371,800	143,000	330,000
	4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	387,200	176,000	358,600
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	444,400	231,000	400,400
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	530,200	264,000	486,200
	20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	715,000	363,000	629,200
II. 標準入 力法 (主要室入 力法を含 む)	100 m ² 以下	211,200	105,600	191,400
	100 m ² を超え 200 m ² 以下	264,000	132,000	244,200
	200 m ² を超え 300 m ² 以下	429,000	165,000	303,600
	300 m ² を超え 500 m ² 以下	495,000	198,000	343,200
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	561,000	217,800	389,400
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	772,200	231,000	514,800
	2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	1,029,600	396,000	904,200
	3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	1,115,400	429,000	990,000
	4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	1,161,600	528,000	1,075,800
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	1,333,200	693,000	1,201,200
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	1,590,600	792,000	1,458,600
	20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	2,145,000	1,089,000	1,887,600

※1. 延べ面積は建築基準法の規定によります。

※2. 延べ面積 50,000 m²超えは別途見積りとします。

※3. 上記以外の評価方法による場合は別途見積りとします。

※4. 上記用途区分の詳細については、「別表 用途区分表」によります。

※5. 住宅系以外の 2 種類以上の用途を含む複数用途建築物の場合は、用途区分毎の面積に対応する表の料金の合計金額とします。

- ※6.住宅と非住宅の複合建築物の場合、それぞれの基準が適用される床面積毎に住宅系建築物及びそれ以外の建築物として料金を算定したものの合計金額とします。ただし、住宅が仕様基準の場合は、住宅部分の金額は一律 33,000 円とします(長屋・共同住宅は別途見積り)。また、住宅部分について当センターにて設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認を受けている場合は、非住宅部分のみの床面積で算定した金額とします。
- ※7.判定対象となる建築物に計算の対象となる室、設備等が無い場合の料金は表によらず一律 28,600 円とします。
- ※8.当センターへの申請済みの BELS 評価申請等にて建築物エネルギー消費性能基準の適合性を確認済みの場合、上記の表の記載の料金の 2 分の 1 の額とします。
- ※9.当センターへ申請済みの設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認における審査において、省エネ基準に係る審査が終了済みで性能評価書又は長期使用構造等である旨の確認書の交付前に省エネ適合判定書を交付する場合は、上記の表に記載の料金の 2 分の 1 の額とします。

- ◆ 当該建築物の建築確認を他機関に申請する場合は判定業務の算定料金の 2 倍の額とします。
- ◆ 計画変更の場合、当初の申請で適用された料金の 2 分の 1 の額とします。ただし、入力法の変更、直前の判定を他の機関等から受けている場合は表の料金とします。
- ◆ 「軽微変更該当証明書」の申請は当初の申請で適用された料金の 2 分の 1 の額とします。
- ◆ 適合判定通知書の再発行手数料は 1 件につき 5,500 円とします。

別表 用途区分表

上記「料金表」における用途区分の別表は下記のとおりとなります。

用途区分	用途	コード番号	
A	ホテル、病院、集会所等	幼稚園	08070
		小学校	08080
		義務教育学校	08082
		中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
		特別支援学校	08100
		大学又は高等専門学校	08110
		専修学校	08120
		各種学校	08130
		幼保連携型認定こども園	08132
		図書館その他これに類するもの	08140
		博物館その他これに類するもの	08150
		美術館その他これに類するもの	08152
		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
		老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	08170
		保育所その他これに類するもの	08180
		助産所(入所する者の寝室があるものに限る)	08190
		助産所(入所する者の寝室がないものに限る)	08192
		児童福祉施設等(建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前4項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210
		児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220
		公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く)	08230
		診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	08240
		診療所(患者の収容施設のないものに限る)	08250
		病院	08260
		地方公共団体の支庁又は支所	08300
		税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
		ポーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場	08370
		体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く)	08380
		ぱちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの、カラオケボックスその他これに類するもの	08390
		ホテル又は旅館	08400
		自動車教習所	08410
		映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
劇場、映画館又は演芸場	08530		
観覧場	08540		
公会堂又は集会所	08550		
展示場	08560		

		ダンスホール	08590
		個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、もっぱら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設	08600
B	工場等	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上屋	08310
		工場(自動車修理工場を除く)	08340
		自動車修理工場	08350
		危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
		畜舎	08420
		堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
		自動車車庫	08490
		自転車駐車場	08500
		倉庫業を営む倉庫	08510
		倉庫業を営まない倉庫	08520
		卸売市場	08610
		火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
		農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630
		農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640

- ◆ 本表には、状況により適用が除外される用途も掲載しています。
- ◆ 建築物用途区分コード表のコード番号 08990 は要相談とし、それ以外は上記を除き建築物エネルギー消費性能適合性判定料金の表中「C 左記以外の建築物」とします。

4. 構造計算適合性判定申請手数料・耐震評定業務手数料

(1) 構造計算適合性判定申請手数料

(非課税)単位:円

判定対象床面積	大臣認定プログラムによる 構造計算	左記以外による 構造計算
1,000 ㎡以下	110,000	160,000
1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	137,000	212,000
2,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	150,000	243,000
10,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	190,000	321,000
50,000 ㎡を超えるもの	322,000	590,000

※1.「判定対象床面積」とは、判定を行う一建築物について算出します。この場合において、二以上の部分が相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなします。

※2.「大臣認定プログラムによる構造計算」とは、法20条第1項第2号イ又は第3号イに規定する国土交通省の認定を受けたプログラムによる構造計算によって安全性を確かめた建築物に係るもので、かつ、規則第1条の3第1項第1号ロ(2)ただし書に規定する磁気ディスク等の提出があったものをさします。

※3.適合判定通知書の交付(当センターからの交付に限る)があった建築物の計画を変更する(第十八号の三様式又は、第四十二号の十二の三様式に限る)場合には、判定対象床面積の合計の2分の1の面積で判定手数料を算定します。ただし、判定対象床面積が増加する場合には、増加する部分の判定対象床面積に増加する部分以外の判定対象床面積の2分の1を加えた面積で判定手数料を算定します。

※4.任意の構造計算適合性判定に係る手数料には、上記手数料(※3を除く)に消費税が加算されます。

◆ 上記は1棟あたりの金額です。

(2) 耐震評定業務等手数料

I. 耐震改修計画評定手数料

(税込)単位:円

建築物の延べ面積	手数料
2,500 ㎡以下	275,000
2,500 ㎡を超え 3,000 ㎡以下	297,000
3,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	330,000
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	550,000
10,000 ㎡を超えるもの	別途見積り

II. 耐震診断判定手数料

(税込)単位:円

建築物の延べ面積	手数料
500 ㎡以下	187,000
500 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	242,000
2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	308,000
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	517,000
10,000 ㎡を超えるもの	別途見積り

III. 耐震診断判定及び補強計画手数料

(税込)単位:円

建築物の延べ面積	手数料
2,500 m ² 以下	275,000
2,500 m ² を超え 3,000 m ² 以下	297,000
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	330,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	550,000
10,000 m ² を超えるもの	別途見積り

※1. 再部会が必要な場合は、再部会費用44,000円/回を追加します。

※2. 特殊な構造及び不整形等、難易度の高い場合は基本料金の20%割増とします。

※3. 同一申請者10件以上、同一事務所5件以上の場合は基本料金合計(割増・加算後)の10%割引とします。

◆ 上記は申請1件あたりの金額です。

◆ 補強計画は、所要の耐震性能を満足するために必要な補強量や補強位置等が妥当であるかを判定するものです。具体的な補強設計に対する審査は「耐震改修計画評価」をご利用ください。

5. 住宅性能評価申請等審査料金

(1) 設計住宅性能評価(一戸建住宅)

(税込)単位:円

種別	申請床面積	選択分野を含め 評価申請する 場合	必須分野のみを 評価申請する 場合
一戸建住宅	200 m ² 以下	74,800	59,400
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	91,300	75,900
住宅型式性能 認定住宅	200 m ² 以下	68,200	53,900
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	75,900	66,000
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	200 m ² 以下	50,600	40,700
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	63,800	49,500

- ◆ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいいます。
- ◆ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいいます。
- ◆ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とします。
- ◆ 床面積の合計が 500 m²を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとします。
- ◆ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとします。また、申請建築物の構造部材(2次部材等を除く)の断面検討を別途(HP に記載)の構造計算プログラムを使用しない場合、及び手計算による場合についても別途見積りした額を加算します。ただし、建築確認済証をセンターが交付した場合を除きます。

(2) 設計住宅性能評価(一戸建住宅) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(1)の料金に加算又は減算します。

- ① センターへ建築確認の申請がされている場合は、13,200 円減算します。ただし、建築確認における審査の特例のある物件を除きます。
- ② 主要構造部(屋根及び階段を除く)が木造以外若しくは木造との混構造の場合は、50,600 円加算します。ただし、センターが建築確認済証を交付している物件で、当該申請に係る評価方法と同一の場合を除きます。
- ③ 長期使用構造等確認を合わせて申請をした場合は、(13)に記載された金額を加算します。
- ④ 平面不整形、立面不整形により構造計算をゾーン分けする必要がある場合は、28,600×(L-2)円(Lはゾーン分けした際の構造計算の数)を加算します。ただし、建築確認済証をセンターが交付した場合を除きます。

(3) 建設住宅性能評価(一戸建住宅)

(税込)単位:円

種別	床面積の合計	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
一戸建住宅	200 m ² 以下	133,100	118,800
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	155,100	149,600
住宅型式性能認定住宅	200 m ² 以下	121,000	107,800
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	130,900	117,700
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	200 m ² 以下	102,300	92,400
	200 m ² を超え 500 m ² 以下	126,500	112,200

- ◆ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいいます。
- ◆ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいいます。
- ◆ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とします。
- ◆ 床面積の合計が 500 m²を超える場合は、上記金額にかかわらず別途見積りとします。

(4) 建設住宅性能評価(一戸建住宅) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(3)の評価料金に加算又は減算します。

- ① 別表 地域別追加手数料(2)に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。

(5) 設計住宅性能評価・建設住宅性能評価(一戸建住宅) 変更等

(税込)単位:円

申請区分	変更分野	料金	
		センター	センター以外
変更設計住宅性能評価申請する場合	構造の安定に関すること	13,200	一戸建住宅の設計住宅 性能評価の料金
	上記以外	9,900	
誤記修正等	—	6,600	—
設計評価中の当初の申請を取 下げ、改めて申請する場合	—	(※1)	—
変更建設住宅性能評価申請す る場合	—	別途見積り	

注:設計住宅性能評価書の交付前に申請時の構造計算方法、断熱等性能等級計算方法若しくは一次エネルギー消費量等級計算方法の変更がある場合は、取下げ再申請とします。

※1. 当初の料金の2分の1(100 円未満切捨て)とします。

- ◆ センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした機関をいいます。
- ◆ 変更設計住宅性能評価申請する場合の料金は、変更1分野ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とします。
- ◆ 変更内容が軽微なものについては別途協議によります。
- ◆ 長期使用構造等確認に関する変更の場合は(15)の金額となります。
- ◆ 主要構造部(屋根及び階段を除く)が木造以外若しくは木造との混構造の場合は、8,800 円加算します。ただし、センターが建築確認済証を交付している物件で、当該申請に係る評価方法と同一の場合を除きます。

(6) 設計住宅性能評価(共同住宅等)

(税込)単位:円

種別	1棟の総戸数	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
基本料金	9戸以下	60,500+14,300×M	60,500+13,200×M
	10戸以上 19戸以下	63,800+16,500×M	63,800+15,400×M
	20戸以上	別途見積り	
住宅型式性能認定住宅	15戸以下	在来工法の10分の9(100円未満切捨て)	
	16戸以上	別途見積り	
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	15戸以下	55,000+12,100×M	36,300+11,000×M
	16戸以上	別途見積り	

- ◆ 併用住宅は、一戸建住宅の料金表となります。
- ◆ Mは評価戸数を表します。
- ◆ 一部の住戸のみの評価を希望する場合の申請料金は、次式で得られた額(100円未満を切り捨てた金額)となります。

$$Y = Z + (W - P) \times 2,200$$
(単位:円)
Y :一部住戸評価希望の場合の申請料金(単位:円)
Z :上表でMにPを代入して算定した額(単位:円)
P :一部住戸評価希望の戸数
W :一部住戸評価希望の住戸の存する住棟全体の戸数(単位:戸)
- ◆ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいいます。
- ◆ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいいます。
- ◆ 地下車庫等構造計算が必要なもの(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等)は、別途見積りとなります。
- ◆ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとなります。また、申請建築物の構造部材(2次部材等を除く)の断面検討を別途(HPに記載)の構造計算プログラムを使用しない場合、及び手計算による場合についても別途見積りした額を加算します。ただし、建築確認済証をセンターが交付した場合を除きます。

(7) 設計住宅性能評価(共同住宅等) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(6)の評価料金に加算又は減算します。

- ① センターへ建築確認の申請がされている場合は、13,200円減算します。ただし、建築確認における審査の特例のある物件を除きます。
- ② 長期使用構造等確認の申請をした場合は、(16)に記載された額を加算します。

(8) 建設住宅性能評価(共同住宅等)

(税込)単位:円

種別		1棟の総戸数	選択分野を含め 評価申請する場合	必須分野のみを 評価申請する場合
在来工法 の住宅	3階建て 以下	9戸以下	157,300 + 23,100×M	143,000 + 22,000×M
		10戸以上 19戸以下	185,900 + 20,900×M	171,600 + 18,700×M
		20戸以上	別途見積り	別途見積り
	4階建て 以上	9戸以下	243,100 + 16,500× M + 42,900×(N-4)	214,500 + 14,300× M + 42,900×(N-4)
		10戸以上 19戸以下	300,300 + 16,500× M + 57,200×(N-4)	286,000 + 14,300× M + 57,200×(N-4)
		20戸以上	別途見積り	別途見積り
住宅型式性能 認定住宅		15戸以下	100,100 + 12,100×M	85,800 + 11,000×M
		16戸以上	別途見積り	別途見積り
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅		15戸以下	93,500 + 13,200×M	79,200 + 12,100×M
		16戸以上	別途見積り	別途見積り

- ◆ 併用住宅は、一戸建住宅の料金表となります。
- ◆ Mは評価戸数、Nは検査を行う回数を表します。
- ◆ 一部の住戸のみの評価を希望する場合の申請料金は、次式で得られた額(100円未満を切り捨てた金額)となります。

$$Y = Z + (W - P) \times 2,200 \text{ (単位:円)}$$
 - Y :一部住戸評価希望の場合の申請料金(単位:円)
 - Z :上表でMにPを代入して算定した額(単位:円)
 - P :一部住戸評価希望の戸数
 - W :一部住戸評価希望の住戸の存する住棟全体の戸数(単位:戸)
- ◆ 必須分野とは、構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新への配慮、及び温熱環境・エネルギー消費量の4つの評価分野をいいます。
- ◆ 選択分野とは、火災時の安全、空気環境、光・視環境、音環境、高齢者等への配慮及び防犯に関する6つの分野をいいます。
- ◆ 住戸毎に定まる性能についての検査に際し、申請者が評価対象住戸の総数の10分の1を超える住戸について目視又は計測を行うことを希望する場合の料金は、別途見積りに依ります。

(9) 建設住宅性能評価(共同住宅等) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(8)の評価料金に加算又は減算します。

- ① 別表 地域別追加手数料(2)に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。

(10) 設計住宅性能評価・建設住宅性能評価(共同住宅等) 変更等

(税込)単位:円

申請区分	変更分野	料金	
		センター	センター以外
変更設計住宅性能評価申請する場合	構造の安定に関すること	8,800×M	共同住宅等の設計住宅性能評価の料金
	上記以外	6,600×M	
誤記修正等	—	6,600+1,100×(M-1)	—
設計評価中の当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	—	(※1)	—
変更建設住宅性能評価申請する場合	—	別途見積り	

注:設計住宅性能評価書の交付前に申請時の構造計算方法、断熱等性能等級計算方法若しくは一次エネルギー消費量等級計算方法の変更がある場合は、取下げ再申請とします。

※1.当初の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。

- ◆ 併用住宅は、一戸建住宅の料金表となります。
- ◆ Mは変更の対象となる住戸の数を表します。
- ◆ センター、センター以外とは、直前の設計住宅性能評価をした機関をいいます。
- ◆ 変更設計住宅性能評価申請する場合の料金は、変更1分野ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とします。
- ◆ 変更内容が軽微なものについては別途協議によります。
- ◆ 長期使用構造等確認に関する変更の場合は(18)の金額となります。

(11) 建設住宅性能評価(既存)

既存住宅の評価料金は別途見積りとします。

(12) 設計住宅性能評価・建設住宅性能評価 その他

(税込)単位:円

区分	料金	
液状化に関する情報提供	8,800	
室内空気中の化学物質の濃度等の測定	別途見積り	
再検査に係る追加料金	一戸建ての住宅	1回につき47,300(※1)又は16,500(※2)及び別表「地域別追加手数料(2)」
	共同住宅等	当初の検査料金を検査回数で除した額の2分の1(100円未満切り捨て)
評価書の再発行	1通につき5,500+1,100×(M-1)	

上記に記載のない住宅性能評価業務の手数料に関しては見積りとします。

※1.建設住宅性能評価において、申請者の求めによって再検査(検査においてセンターが不適と認められた事項の是正状況を確認するために再度行う検査をいいます。)を行う場合の追加料金となります。

※2.建設住宅性能評価において、センターが必要と判断し、再検査を行う場合の追加料金となります。

- ◆ Mは再発行の対象となる住戸の数を表します。

(13) 長期使用構造等確認(一戸建住宅)

(税込)単位:円

種別	床面積の合計	単独で申請する場合	設計住宅性能評価と 合わせて申請する場合
			(1)の申請料金に 8,800円を 加算した額
一戸建住宅	200㎡以下	68,200	
	200㎡を超え 500㎡以下	84,700	
住宅型式性能認定住宅	200㎡以下	62,700	
	200㎡を超え 500㎡以下	74,800	
型式住宅部分等製造者の 認証を受けた住宅	200㎡以下	49,500	
	200㎡を超え 500㎡以下	58,300	

- ◆ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計となります。
- ◆ 床面積が 500㎡を超える場合は、上記にかかわらず別途見積りとなります。
- ◆ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとなります。また、申請建築物の構造部材(2次部材等を除く)の断面検討を別途(HPに記載)の構造計算プログラムを使用しない場合、及び手計算による場合についても別途見積りした額を加算します。ただし、建築確認済証をセンターが交付した場合を除きます。

(14) 長期使用構造等確認(一戸建住宅) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(13)の申請料金に加算又は減算します。

- ① センターへ建築確認の申請がされている場合は、単独で申請する場合につき13,200円減算します。ただし、建築確認における審査の特例のある物件を除きます。
- ② 主要構造部(屋根及び階段を除く)が木造以外若しくは木造との混構造の場合は、50,600円加算します。ただし、センターが建築確認済証を交付している物件で、当該申請に係る評価方法と同一の場合を除きます。
- ③ 平面不整形、立面不整形により構造計算をゾーン分けする必要がある場合は、28,600×(L-2)円(Lはゾーン分けした際の構造計算の数)を加算します。ただし、建築確認済証をセンターが交付した場合を除きます。

(15) 長期使用構造等確認(一戸建住宅) 変更等

(税込)単位:円

種別	変更項目	料金	
		センター	センター以外
変更確認申請する場合	耐震性	13,200	(13)の申請料金
	上記以外	9,900	
誤記修正等	—	6,600	—
審査中の当初の申請を取 下げ、改めて申請する場合	—	※1	—
軽微な変更(軽微変更該当 証明依頼)を申請する場合	—	8,800	(13)の申請料金に 8,800円を加算した額
新築工事完了後に増改築 により計画変更する場合	—	別途見積り	

注: 交付前に申請時の構造計算方法、断熱等性能等級計算方法若しくは一次エネルギー消費量等級計算方法の変更がある場合は、取下げ再申請とします。

※1. 当初の料金の2分の1(100 円未満切捨て)とします。

- ◆ センター、センター以外とは、当初に審査をした機関をいいます。
- ◆ 変更確認申請する場合の料金は、変更1項目ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とします。
- ◆ 主要構造部(屋根及び階段を除く)が木造以外若しくは木造との混構造の場合は、8,800 円を加算します。ただし、センターが建築確認済証を交付している物件で、当該申請に係る評価方法と同一の場合を除きます。

(16) 長期使用構造等確認(共同住宅等)

(税込)単位:円

種別	1棟の総戸数	単独で申請する場合	設計住宅性能評価と合わせて申請する場合
在来工法の住宅	9 戸以下	60,500+13,200×M	(6)の申請料金に 23,100+3,300×M を加算した額
	10 戸以上 19 戸以下	63,800 +15,400×M	(6)の申請料金に 26,400+4,400×M を加算した額
	20 戸以上	別途見積り	
住宅型式性能認定住宅	15 戸以下	在来工法の 10 分の 9 (100 円未満切捨て)	
	16 戸以上	別途見積り	
型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅	15 戸以下	100,100 +13,200×M	(6)の申請料金に 17,600+2,200×M を加算した額
	16 戸以上	別途見積り	

- ◆ 併用住宅の場合は、一戸建住宅の料金表を適用します。
- ◆ M は棟全体の住戸数を表します。
- ◆ 一部の住戸のみの確認を希望する場合の申請料金は、次式で得られた額(100円未満を切り捨てた金額)となります。

$$Y = Z + (W - P) \times 2,200 \text{ (単位:円)}$$
 - Y :一部住戸確認希望の場合の申請料金(単位:円)
 - Z :上表でMにPを代入して算定した額(単位:円)
 - P :一部住戸確認希望の戸数
 - W :一部住戸確認希望の住戸の存する住棟全体の戸数(単位:戸)
- ◆ 地下車庫等構造計算が必要なもの(躯体が木造で地下車庫がRC造の建物で構造計算が2種類必要なもの等)は、別途見積りとします。
- ◆ 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとします。また、申請建築物の構造部材(2次部材等を除く)の断面検討を別途(HP に記載)の構造計算プログラムを使用しない場合、及び手計算による場合についても別途見積りした額を加算します。ただし、建築確認済証をセンターが交付した場合を除きます。

(17) 長期使用構造等確認(共同住宅等) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(16)の申請料金に加算又は減算します。

- ① センターへ建築確認の申請がされている場合は、単独で申請する場合につき 13,200 円減算します。ただし、建築確認における審査の特例のある物件を除きます。

(18) 長期使用構造等確認(共同住宅等) 変更等

(税込)単位:円

種別	変更項目	料金	
		センター	センター以外
変更確認申請する場合	耐震性	8,800×M	(16)の申請料金
	上記以外	6,600×M	
誤記修正等	—	6,600+1,100×(M-1)	—
審査中の当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	—	※1	—
軽微な変更(軽微変更該当証明依頼)を申請する場合	—	4,400×M	(16)の申請料金の4,400×Mを加算した額
新築工事完了後に増改築により計画変更する場合	—	別途見積り	—

注:交付前に申請時の構造計算方法、断熱等性能等級計算方法若しくは一次エネルギー消費量等級計算方法の変更がある場合は、取下げ再申請とします。

※1.当初の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。

- ◆ センター、センター以外とは、当初に審査をした機関をいいます。
- ◆ Mは棟全体の戸数と表します。
- ◆ 変更確認申請する場合の料金は、変更1項目ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とします。

(19) 長期使用構造等確認(増改築)

(税込)単位:円

種別	床面積の合計	単独で申請する場合
標準	200㎡以下	190,300
	200㎡を超え 500㎡以下	198,000
耐震性審査不要の場合	200㎡以下	145,200
	200㎡を超え 500㎡以下	155,100
住宅型式性能認定の住宅又は型式住宅部分等製造者の認証を受けた住宅		別途見積り
共同住宅		別途見積り

- ◆ 併用住宅の場合は、建物全体の床面積の合計とします。
- ◆ 床面積が500㎡を超える場合は上記にかかわらず別途見積りとします。
- ◆ 耐震診断法(一般財団法人日本建築防災協会の一般診断法、精密診断法(時刻歴応答解析を除く))以外は、別途見積りとします。

(20) 長期使用構造等確認(増改築) 加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額を(19)の申請料金に加算又は減算します。

- ① 主要構造部(屋根及び階段を除く)が木造以外若しくは木造との混構造の場合は、50,600円を加算します。

(21) 長期使用構造等確認(増改築) 変更等

(税込)単位:円

種別	変更項目	料金	
		センター	センター以外
変更確認申請する場合	耐震性	42,900	(19)の申請料金
	上記以外	22,000	
誤記修正等	—	6,600	—
審査中の当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	—	※1	—
軽微な変更(軽微変更該当証明依頼)を申請する場合	—	9,900	(19)の申請料金に9,900円を加算した額

注:交付前に申請時の構造計算方法、断熱等性能等級計算方法若しくは一次エネルギー消費量等級計算方法の変更がある場合は、取下げ再申請とします。

※1.当初の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。

- ◆ センター、センター以外とは、当初に審査をした機関をいいます。
- ◆ 変更確認申請する場合の料金は、変更1項目ごとの料金であり、複数の場合はその合計金額とします。
- ◆ 主要構造部(屋根及び階段を除く)が木造以外若しくは木造との混構造の場合は、28,600円を加算します。
- ◆ 耐震診断法(一般財団法人日本建築防災協会の一般診断法、精密診断法(時刻歴応答解析を除く))以外は、別途見積りとします。

(22) 長期使用構造等確認(既存)

既存住宅の確認料金は別途見積りとします。

(23) 長期使用構造等確認 その他

(税込)単位:円

区分	料金
確認書の再発行	1通につき 5,500

上記に記載のない長期使用構造等確認業務の手数料に関しては見積りとします。

別表 地域別追加手数料(2)

(税込)単位:円

地域 区分	追加手数料	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県
A 地域	17,600	大垣市(都市計画区域外)、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市(都市計画区域外)、菰野町(都市計画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B 地域	34,100	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市(都市計画区域外)、関市(都市計画区域外)、山県市(都市計画区域外)	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C 地域	68,200	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D 地域	85,800		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

理事長が必要と認めた場合は、上表によらないことができます。

- ◆ 愛知県内及び表に記載のない地域は追加手数料を加算しません。
- ◆ 建築基準法上の中間・完了検査と建設住宅性能評価の現場検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額(税抜額)を加算し、建設住宅性能評価申請手数料には加算しません。
- ◆ 建築基準法以外の制度と建設住宅性能評価の現場検査を同時に行う場合の追加手数料は、重複して加算しません。
- ◆ 同一団地内などで同一日時に複数の建築物の現場検査を行う場合の追加手数料は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査日時に変更になった場合は除きます。
- ◆ 申請者の都合により加算すべき地域別追加手数料(2)に過不足が生じた場合は精算を行います。

6. 低炭素建築物技術的審査業務料金

(1) 住宅の料金

(税込)単位:円

建築物の種類		料金	
一戸建住宅		41,800	
一戸建住宅(木造以外及び混構造)		59,400	
共同住宅等、複合建築物の住宅部分	1棟の総戸数	1戸	59,400
		2戸以上 10戸以下	$78,100 + 4,400 \times M$
		11戸以上 20戸以下	$108,900 + 3,300 \times M$
		21戸以上	別途見積り

◆ Mは1棟の全体戸数を示します。

(2) 住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

① センターが発行した次の各号に該当する書類(当該業務が求める性能値を有するもの)のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は16,500円、共同住宅は上記の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

- イ)設計住宅性能評価書
- ロ)長期使用構造等である旨の確認書
- ハ)住宅性能証明書
- 二)BELS 評価書
- ホ)性能向上計画認定技術的審査適合証
- ヘ)フラット35設計検査に関する通知書
- ト)建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
- チ)建築確認済証

(3) 非住宅建築物の料金

(税込)単位:円

	延べ面積	用途区分(詳細は別表)		
		A. ホテル、病院、集会所等	B. 工場等	C. 左記以外の建築物
I. モデル建物法	100㎡以下	70,400	35,200	63,800
	100㎡を超え 200㎡以下	88,000	44,000	81,400
	200㎡を超え 300㎡以下	143,000	55,000	101,200
	300㎡を超え 500㎡以下	165,000	66,000	114,400
	500㎡を超え 1000㎡以下	187,000	72,600	129,800
	1,000㎡を超え 2,000㎡以下	257,400	77,000	171,600
	2,000㎡を超え 3,000㎡以下	343,200	132,000	301,400
	3,000㎡を超え 4,000㎡以下	371,800	143,000	330,000
	4,000㎡を超え 5,000㎡以下	387,200	176,000	358,600
	5,000㎡を超え 10,000㎡以下	444,400	231,000	400,400

	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	530,200	264,000	486,200
	20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	715,000	363,000	629,200
Ⅱ. 標準入力法 (主要室入力法を含む)	100 m ² 以下	211,200	105,600	191,400
	100 m ² を超え 200 m ² 以下	264,000	132,000	244,200
	200 m ² を超え 300 m ² 以下	429,000	165,000	303,600
	300 m ² を超え 500 m ² 以下	495,000	198,000	343,200
	500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	561,000	217,800	389,400
	1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	772,200	231,000	514,800
	2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	1,029,600	396,000	904,200
	3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	1,115,400	429,000	990,000
	4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	1,161,600	528,000	1,075,800
	5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	1,333,200	693,000	1,201,200
	10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	1,590,600	792,000	1,458,600
	20,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	2,145,000	1,089,000	1,887,600

※1. 延べ面積は建築基準法の規定によります。

※2. 延べ面積 50,000 m²超えは別途見積りとなります。

※3. 上記以外の評価方法による場合は別途見積りとなります。

※4. 上記用途区分の詳細については、【3.建築物エネルギー消費性能適合判定料金】の別表 用途区分表によります。

※5. 住宅系以外の2種類以上の用途を含む複数用途建築物の場合は、用途区分毎の面積に対応する表の料金の合計金額とします。

◆ 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る技術的審査料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上記を適用します。

(4) 非住宅建築物の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(3)の料金に加算又は減算します。

① センターが発行した次の各号に該当する書類(当該業務が求める性能値を有するもの)のいずれかと併願の場合、上記の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

イ) 建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書

ロ) BELS評価書

ハ) 性能向上計画認定技術的審査適合証

(5) 審査対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物

(1)及び(3)で算出した料金を合計した料金とします。

(6) 変更等

① センターで適合証が交付された後の新築等工事を行う計画の変更に係る料金は、(1)、(3)及び(5)の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。

② 適合証の誤記修正等は6,600円とします。

注:適合証の交付前に申請時の断熱等性能等級計算方法若しくは一次エネルギー消費量等級計算方法の変更がある場合は、取下げ再申請とします。

(7) その他

(税込)単位:円

種別	料金
適合証の再発行	1通につき 5,500

上記に記載のない低炭素建築物技術的審査業務の手数料に関しては見積りとします。

7. BELS評価料金

(1) 住宅の料金

(税込)単位:円

建築物の種類		料金	
一戸建住宅		41,800	
一戸建住宅(木造以外及び混構造)		59,400	
共同住宅等	住戸のみの依頼の場合	1戸	59,400
		2戸以上 10戸以下	70,400 + 4,400×M
		11戸以上 20戸以下	102,300 + 3,300×M
		21戸以上	別途見積り
	住棟全体の依頼の場合	2戸以上 10戸以下	78,100 + 4,400×M
		11戸以上 20戸以下	108,900 + 3,300×M
21戸以上		別途見積り	

※1.共同住宅等の審査において、「住戸の審査」と「住棟全体の審査」を合わせて行う場合は、「住棟全体の審査」の額とします。

◆ Mは住戸のみの場合は、評価対象戸数、住棟全体の場合は、1棟の全体戸数を示す。

(2) 住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

① センターが発行した次の各号に該当する書類(当該業務が求める性能値を有するもの)のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は16,500円、共同住宅は上記各料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

イ)設計住宅性能評価書

ロ)長期使用構造等である旨の確認書

ハ)住宅性能証明書

二)低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

ホ)性能向上計画認定技術的審査適合証

ヘ)フラット35設計検査に関する通知書

ト)建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書

チ)建築確認済証

② 改修前後の評価を行う場合は、各号の料金の2分の1(100円未満切捨て)を加算します。

(3) 非住宅建築物の料金

(税込)単位:円

	延べ面積	用途区分(詳細は別表)		
		A. ホテル、病院、 集会所等	B. 工場等	C. 左記以外の 建築物
I. モデル 建物法	100 ㎡以下	70,400	35,200	63,800
	100 ㎡を超え 200 ㎡以下	88,000	44,000	81,400
	200 ㎡を超え 300 ㎡以下	143,000	55,000	101,200
	300 ㎡を超え 500 ㎡以下	165,000	66,000	114,400
	500 ㎡を超え 1000 ㎡以下	187,000	72,600	129,800
	1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	257,400	77,000	171,600
	2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以下	343,200	132,000	301,400
	3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以下	371,800	143,000	330,000
	4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	387,200	176,000	358,600
	5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	444,400	231,000	400,400
	10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	530,200	264,000	486,200
	20,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	715,000	363,000	629,200
II. 標準入 力法 (主要室入 力法を含 む)	100 ㎡以下	211,200	105,600	191,400
	100 ㎡を超え 200 ㎡以下	264,000	132,000	244,200
	200 ㎡を超え 300 ㎡以下	429,000	165,000	303,600
	300 ㎡を超え 500 ㎡以下	495,000	198,000	343,200
	500 ㎡を超え 1,000 ㎡以下	561,000	217,800	389,400
	1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	772,200	231,000	514,800
	2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以下	1,029,600	396,000	904,200
	3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以下	1,115,400	429,000	990,000
	4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	1,161,600	528,000	1,075,800
	5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	1,333,200	693,000	1,201,200
	10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	1,590,600	792,000	1,458,600
	20,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	2,145,000	1,089,000	1,887,600

※1. 延べ面積は建築基準法の規定によります。

※2. 延べ面積 50,000 ㎡超えは別途見積りとします。

※3. 上記以外の評価方法による場合は別途見積りとします。

※4. 上記用途区分の詳細については、【3. 建築物エネルギー消費性能適合判定料金】の別表 用途区分表によります。

※5. 住宅系以外の 2 種類以上の用途を含む複数用途建築物の場合は、用途区分毎の面積に対応する表の料金の合計金額とします。

◆ 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る評価の料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上記を適用します。

(4) 非住宅建築物の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(3)の料金に加算又は減算します。

- ① センターが発行した次の各号に該当する書類(当該業務が求める性能値を有するもの)のいずれかと併願の場合、上記の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。
 - イ)建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
 - ロ)低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
 - ハ)性能向上計画認定技術的審査適合証
- ② 改修前後の評価を行う場合は、各号の料金の2分の1(100円未満切捨て)を加算します。

(5) 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物

(1)及び(3)で算出した料金を合計した料金とします。

(6) 変更等

- ① センターで評価書が交付された後の新築等工事に行う計画の変更に係る料金は、(1)、(3)及び(5)の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。
- ② 適合証の誤記修正等は6,600円とします。

注:評価書の交付前に申請時の断熱等性能等級計算方法若しくは一次エネルギー消費量等級計算方法の変更がある場合は、取下げ再申請とします。

(7) その他

(税込)単位:円

種別	料金
評価書の再発行	1通につき $5,500 + 1,100 \times (M - 1)$
BELS プレート	実費相当額

上記に記載のない BELS 評価業務の手数料に関しては見積りとします。

◆ M は再発行の対象となる住戸の数を表します。

8. 住宅性能証明業務審査料金

(1) 住宅の料金

(税込)単位:円

住宅の区分	証明基準		料金
住宅の新築 又は新築住宅の取得	断熱性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上	標準料金	68,200
		設計住宅性能評価等を取得している住宅	53,900
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	27,500
	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上	標準料金	71,500
		設計住宅性能評価等を取得している住宅	45,100
		型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅	36,300
高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上	標準料金	57,200	
	設計住宅性能評価等を取得している住宅	45,100	

◆「設計住宅性能評価書等」とは、センターが発行した次の各号のいずれかに該当する書類で、証明基準に適合しているものをいいます。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

- ①設計住宅性能評価書
- ②長期使用構造等である旨の確認書
- ③BELS評価書
- ④低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証
- ⑤性能向上計画認定技術的審査適合証
- ⑥建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
- ⑦建築確認済証

◆住宅の新築又は新築住宅の取得において、証明基準に適合するフラット35の設計検査と同時に申請する場合は、(1)に係らず16,500円とします。

◆限界耐力計算等の特別な計算方法による場合及び構造計算適合判定の対象建築物である場合は、別途見積りとします。また、申請建築物の構造部材(2次部材等を除く)の断面検討を別途(HPに記載)の構造計算プログラムを使用しない場合、及び手計算による場合についても別途見積りした額を加算します。ただし、建築確認済証をセンターが交付した場合を除きます。

(2) 住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

- ① 主要構造部(屋根及び階段を除く)が木造以外若しくは木造との混構造の場合は、1件28,600円を加算します。ただし、高齢者等配慮対策等級による場合、または、センターが建築確認済証を交付している物件で、当該申請に係る評価方法と同一の場合を除きます。
- ② 別表 地域別追加手数料(2)に示す市町村の場合はそれぞれに定められた追加料金を検査回数分加算します。
- ③ 平面不整形、立面不整形により構造計算をゾーン分けする必要がある場合は、 $28,600 \times (L-2)$ 円(Lはゾーン分けした際の構造計算の数)を加算します。ただし、建築確認済証をセンターが交付した場合を除きます。

(3) 変更等

(税込)単位:円

種別	変更項目	料金
当初の申請を取下げ、改めて申請する場合	耐震性	13,200

	上記以外	9,900
誤記修正等	—	6,600

注：証明書の交付前に申請時の構造計算方法、断熱等性能等級計算方法若しくは一次エネルギー消費量等級計算方法の変更がある場合は、取下げ再申請とする。

(4) その他

(税込)単位：円

種別	料金
証明書の再発行	1通につき 5,500

上記に記載のない住宅性能証明業務の手数料に関しては見積りとします。

別表 地域別追加手数料(2)

(税込)単位：円

地域区分	追加手数料	市町村名		
		岐阜県	三重県	静岡県
A 地域	17,600	大垣市(都市計画区域外)、瑞浪市、御嵩町、八百津町、川辺町、関ヶ原町	鈴鹿市、いなべ市(都市計画区域外)、菰野町(都市計画区域外)	浜松市天竜区、磐田市、袋井市
B 地域	34,100	恵那市、中津川市、東白川村、白川町、七宗町、郡上市、揖斐川町、本巣市(都市計画区域外)、関市(都市計画区域外)、山県市(都市計画区域外)	津市、松阪市、亀山市、伊賀市、名張市	静岡市、焼津市、藤枝市、島田市、川根本町、吉田町、牧之原市、御前崎市、菊川市、掛川市、森町
C 地域	68,200	下呂市、飛騨市、高山市、白川村	伊勢市、鳥羽市、尾鷲市、志摩市、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、大台町、大紀町、紀北町	沼津市、富士宮市、富士市、裾野市、三島市、長泉町、清水町
D 地域	85,800		熊野市、御浜町、紀宝町	御殿場市、熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、下田市、小山町、函南町、西伊豆町、東伊豆町、河津町、松崎町、南伊豆町

理事長が必要と認めた場合は、上表によらないことができます。

- ◆ 愛知県内及び表に記載のない地域は追加手数料を加算しません。
- ◆ 建築基準法上の中間・完了検査と住宅性能証明業務の現場検査を同時に行う場合は、建築基準法上の中間・完了検査手数料に上記金額(税抜額)を加算し、住宅性能証明業務審査料金には加算しません。
- ◆ 建築基準法以外の制度と住宅性能証明業務の現場検査を同時に行う場合の追加手数料は、重複して加算しません。
- ◆ 同一団地内などで同一日時に複数の建築物の現場検査を行う場合の追加手数料は、上記金額を申請件数分で除した金額(100円未満を切り捨てた金額)を加算します。ただし、申請者の都合により別々の現場検査日時に変更になった場合は除きます。
- ◆ 申請者の都合により加算すべき地域別追加手数料(2)に過不足が生じた場合は精算を行います。

9. 愛知県防犯優良マンション認定申請料金

(1) 新築マンションの認定申請料金

(税込)単位:円

申請床面積	料金
2,000 m ² 以下	352,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	412,500
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	473,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	533,500
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	594,000
6,000 m ² を超え 7,000 m ² 以下	654,500
7,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	715,000
8,000 m ² を超え 9,000 m ² 以下	775,500
9,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	836,000
10,000 m ² を超えるもの	別途見積り

(2) 既存マンションの認定申請料金

(税込)単位:円

申請床面積	料金
2,000 m ² 以下	231,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	291,500
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	352,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	412,500
5,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	473,000
6,000 m ² を超え 7,000 m ² 以下	533,500
7,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	594,000
8,000 m ² を超え 9,000 m ² 以下	654,500
9,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	715,000
10,000 m ² を超えるもの	別途見積り

(3) 更新の認定申請料金

(税込)単位:円

申請床面積	料金
2,000 m ² 以下	103,400
2,000 m ² を超え 4,000 m ² 以下	123,200
4,000 m ² を超え 6,000 m ² 以下	143,000
6,000 m ² を超え 8,000 m ² 以下	162,800
8,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	182,600
10,000 m ² を超えるもの	別途見積り

10. 性能向上計画認定(第30条)に係る技術的審査料金

(1) 住宅の料金

(税込)単位:円

建築物の種類		料金	
一戸建住宅		41,800	
一戸建住宅(木造以外及び混構造)		59,400	
共同住宅等、複数用途 建築物の住宅部分	1棟の総戸数	1戸	59,400
		2戸以上 10戸以下	$78,100+4,400\times M$
		11戸以上 20戸以下	$108,900+3,300\times M$
		21戸以上	別途見積り

◆ Mは1棟の全体戸数を示す。

(2) 住宅の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(1)の料金に加算又は減算します。

① センターが発行した次の各号に該当する書類(当該業務が求める性能値を有するもの)のいずれかと併願の場合、一戸建住宅は16,500円、共同住宅は上記の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。

イ)設計住宅性能評価書

ロ)長期使用構造等である旨の確認書

ハ)住宅性能証明書

二)BELS 評価書

ホ)低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

ヘ)フラット35設計検査に関する通知書

ト)建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書

チ)建築確認済証

(3) 非住宅建築物の料金

(税込)単位:円

	延べ面積	用途区分(詳細は別表)		
		A. ホテル、病院、集会所等	B. 工場等	C. 左記以外の建築物
I. モデル 建物法	100 ㎡以下	70,400	35,200	63,800
	100 ㎡を超え 200 ㎡以下	88,000	44,000	81,400
	200 ㎡を超え 300 ㎡以下	143,000	55,000	101,200
	300 ㎡を超え 500 ㎡以下	165,000	66,000	114,400
	500 ㎡を超え 1000 ㎡以下	187,000	72,600	129,800
	1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	257,400	77,000	171,600
	2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以下	343,200	132,000	301,400
	3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以下	371,800	143,000	330,000
	4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	387,200	176,000	358,600
	5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	444,400	231,000	400,400
	10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	530,200	264,000	486,200
	20,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	715,000	363,000	629,200
II. 標準入 力法 (主要室入 力法を含 む)	100 ㎡以下	211,200	105,600	191,400
	100 ㎡を超え 200 ㎡以下	264,000	132,000	244,200
	200 ㎡を超え 300 ㎡以下	429,000	165,000	303,600
	300 ㎡を超え 500 ㎡以下	495,000	198,000	343,200
	500 ㎡を超え 1,000 ㎡以下	561,000	217,800	389,400
	1,000 ㎡を超え 2,000 ㎡以下	772,200	231,000	514,800
	2,000 ㎡を超え 3,000 ㎡以下	1,029,600	396,000	904,200
	3,000 ㎡を超え 4,000 ㎡以下	1,115,400	429,000	990,000
	4,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以下	1,161,600	528,000	1,075,800
	5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以下	1,333,200	693,000	1,201,200
	10,000 ㎡を超え 20,000 ㎡以下	1,590,600	792,000	1,458,600
	20,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以下	2,145,000	1,089,000	1,887,600

※1. 延べ面積は建築基準法の規定によります。

※2. 延べ面積 50,000 ㎡超えは別途見積りとなります。

※3. 上記以外の評価方法による場合は別途見積りとなります。

※4. 上記用途区分の詳細については、【3. 建築物エネルギー消費性能適合性判定料金】の別表 用途区分表によります。

※5. 住宅系以外の 2 種類以上の用途を含む複数用途建築物の場合は、用途区分毎の面積に対応する表の料金の合計金額となります。

◆ 増改築、修繕、模様替え若しくは空気調和設備等の設置又は改修の計画に係る技術的審査料金は、増改築等の工事後の建築物の種類及び建築物全体の規模に応じて上記を適用します。

(4) 非住宅建築物の加算料金・減算料金

以下に該当する場合はそれぞれに定める額又は割合を乗じた額を(3)の料金に加算又は減算します。

- ① センターが発行した次の各号に該当する書類(当該業務が求める性能値を有するもの)のいずれかと併願の場合、上記の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。ただし、当該申請に係る評価方法と異なる場合を除きます。
- イ)建築物エネルギー消費性能適合性判定通知書
 - ロ)BELS評価書
 - ハ)低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証

(5) 評価対象に住宅と非住宅建築物を含む複合建築物

(1)及び(3)で算出した料金を合計した料金とします。

(6) 変更等

① センターで適合証が交付された後の新築等工事に行う計画の変更に係る料金は、(1)、(3)及び(5)の料金の2分の1(100円未満切捨て)とします。

② 適合証の誤記修正等は6,600円とします。

注:評価書の交付前に申請時の断熱等性能等級計算方法若しくは一次エネルギー消費量等級計算方法の変更がある場合は、取下げ再申請とします。

(7) その他

(税込)単位:円

種別	料金
適合証の再発行	1通につき 5,500

上記に記載のない性能向上計画認定の手数料に関しては見積りによる。

11. 定期報告支援サービス料

(1) 定期調査報告支援サービス料

(税込) 単位:円

調査対象延べ面積	料金
500 m ² 以下	4,400
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	5,500
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	6,600
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	7,700
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	8,800
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	11,000
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	13,200
20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以下	16,500
30,000 m ² を超え 50,000 m ² 以下	19,800
50,000 m ² を超えるもの	23,100

(2) 防火設備定期検査報告支援サービス料

(税込) 単位:円

検査対象延べ面積	料金
1,000 m ² 以下	3,300
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	4,400
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	5,500
3,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	7,700
10,000 m ² を超えるもの	9,900

(3) 建築設備定期検査報告支援サービス料

(税込) 単位:円

建築設備種類数	料金
1 種類	5,500
2 種類	8,800
3 種類	11,000

12. 副本印刷サービス料

NICE WEB 申請システムをご利用いただいた物件の副本印刷サービス料は以下のとおりです。

(税込) 単位:円

対象となる業務	印刷サービス	料金
「住宅性能評価」、「低炭素建築物」※1、「BELS」、「住宅性能証明」及び「防犯優良マンション」に係る業務	副本1冊 (※2)	2,200
「長期優良住宅」(一戸建て住宅)に係る業務	長期認定申請用2冊 (※3)	2,200

※1. 低炭素建築物の認定申請には2冊必要です。

※2. 審査済の全データを印刷します。

※3. 審査済のデータから抜粋して印刷し、長期確認書等の写しもお付けします。

- ◆ 印刷は白黒です。(カラー印刷を希望する場合は相談下さい)
- ◆ 製本は、ASKUL 製 A4 フラットファイル(紙ファイル)綴じとなります。
- ◆ その他印刷の条件等に関する詳細については、当センターホームページメニュー「各種様式」の「NICE_WEB、支払受取交付、副本印刷サービス」をご覧ください。